

東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東大和市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「正副2通」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。